

第40回青森県環境審議会

日時：令和4年12月22日（木）13：00～16：00

場所：ウェディングプラザアラスカ地下1階「サファイア」

（司会）

まだ、お揃いでない委員の方もいらっしゃいますが、ただ今から「第40回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

（石坂部長）

環境生活部長の石坂でございます。

本日は、年末のお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から環境行政をはじめ、県行政全般にわたり御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、この度は、当審議会の委員を快くお引き受けくださり厚くお礼申し上げます。

さて、県では、令和2年3月に策定いたしました「第6次青森県環境計画」において、2030年のめざす姿として、「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」を基本目標に掲げ、その実現に向けた各種施策を積極的に推進しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、地球温暖化対策やごみの削減、自然環境の保全など、環境分野における多様な課題について、県民の皆様とともに取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議会は、次第にありますとおり、諮問案件といたしまして、「青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直し」及び「青森県自然公園条例の一部改正（案）」の2件について、御審議いただくこととしております。

その後、「令和3年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果」及び11月に公表いたしました「令和4年版環境白書」の概要について御報告させていただき、「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定についても、御説明させていただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

（司会）

次に本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

お手元の出席者名簿の順に御紹介いたします。

弘前大学大学院理工学研究科 教授 阿部敏之委員、オンラインでの御参加となっております。

八戸工業大学工学部工学科 准教授 鮎川恵理委員、オンラインでの御参加となっております。

白神山地ビジターセンター 解説員 猪股克彦委員、

弘前大学大学院理工学研究科 教授 梅田浩司委員、オンラインでの御参加となっております。

続きまして、遅れておりますが参加予定でございます、青森県交通安全母の会連合会 理事 大坂美保委員、

そして、同じく到着遅れておりますが、一般社団法人青森県建築士会 会員 大津千鶴子委員、

青森県漁協女性組織協議会 理事 大宮千恵子委員、

弘前大学農学生命科学部 准教授 加藤千尋委員、

北里大学獣医学部 准教授 鎌田亮委員、

八戸工業大学基礎教育研究センター 教授 川本清委員、

青森大学薬学部 准教授 木立由美委員、

公募委員 佐藤 岳広委員、オンラインでの参加となっております。

青森県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 沢田禮委員、

公益社団法人青森県医師会 副会長 下田肇委員、

一般社団法人青森県ユネスコ協会 理事 鈴木育子委員、

八戸工業大学工学部工学科 教授 鈴木拓也委員、オンラインでの御参加です。

日本野鳥の会青森県支部 支部長 関下斉委員、

青森商工会議所女性会 副会長 田中正子委員、

特定非営利活動法人青森県消費者協会 理事 田中美智子委員、

特定非営利活動法人青森県樹木医会 会員 玉熊燕子委員、オンラインでの御出席です。

弘前大学教育学部 教授 長南幸安委員、オンラインでの御出席です。

一般社団法人青森県猟友会 会長 豊田重男委員、

公募委員 中堀一弥委員、

十和田八甲田地区パークボランティア連絡会 会員 西館留利子委員、

青森県森林組合連合会 総務課長 福田千尋委員、

弘前大学農学生命科学部 教授 松山信彦委員、

青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長 山谷詠子委員、

以上となっております。

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日、全委員数31名中、会場出席が、ただ今、大坂委員、到着されましたので19名、オンライン出席が7名、計26名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入る前に、本日の審議会は、委嘱後、初めての会議となりますので、事務局から環境審議会の概要について説明させていただきます。

(事務局)

県環境政策課の細谷でございます。

私から、青森県環境審議会の概要について御説明いたします。

失礼して、座って説明させていただきます。

それでは、資料の1を御覧ください。

まず、1の「設置根拠」についてです。

青森県環境審議会は、本県における環境保全に関する基本的事項を調査審議等するため、環境基本法

及び自然環境保全法に基づく知事の附属機関として設置しております。

審議会の組織等については、青森県附属機関に関する条例で規定しております。

次に2の「審議事項」についてです。

審議事項は、(1)といたしまして、環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと。

(2)といたしまして、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

となっております。

なお、令和元年度以降の審議会及び温泉部会の開催状況については、それぞれ別紙1、別紙2のとおりとなっております。

次に3の「委員の定数等」についてです。

審議会の委員は、学識経験を有する者、温泉に関する事業に従事する者で構成し、定数は35人以内となっております。

次に4の「温泉部会」についてです。

審議会には、温泉法第32条の規定により温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするため、温泉部会を設置しております。

温泉部会に属すべき委員は、会長が指名し、その数は10人以内となっております。

また、温泉部会に部会長を置き、温泉部会の議決は、これをもって審議会の議決となります。

次のページを御覧ください。

5の「委員の任期等」についてです。

委員の任期は、令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間となっております。

最後に、6の「今後の開催予定」についてです。

今年度は、本日の会議のほかに、来年の2月16日に開催することとしており、諮問案件3件と報告案件1件を予定しております。

また、温泉部会につきましては、2月17日の開催を予定しております。

青森県環境審議会の概要については、以上でございます。

(司会)

ただ今、環境審議会の概要について御説明させていただきました。

出席の委員の皆様から、御質問等ございませんでしょうか。

オンライン出席の委員の皆様もよろしいでしょうか。

それでは、御質問なしということで、次に進ませていただきます。

次第の4「会長、副会長の選任」に移ります。

条例において、審議会の運営につきましては、会長が議長となって会議を進めることとされております。

また、環境審議会では、会長を補佐する副会長を置くこととなっており、皆様の互選により会長、副会長を選任していただくこととなります。

そこで、会長が選任されるまで、仮議長を立てて進めることとし、仮議長につきましては、事務局から御提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、改選前の副会長であります、川本委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、川本委員は、仮議長席へお移りいただき、会長の選任をお願いいたします。

(仮議長・川本委員)

それでは、御指名をいただきまして、仮議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、会長の選任に入ります。

会長は、委員の互選により決めるということになっております。

自薦、他薦がございましたらお願いいたします。

(木立委員)

副会長を務められていた川本委員を会長に推薦します。

(仮議長・川本委員)

ありがとうございます。

ただ今、私を推薦したいとの御発言をいただきましたが、他にございませんでしょうか。

それでは、私が会長を務めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

(仮議長・川本委員)

ありがとうございます。

改めまして、会長を務めることとなりました。八戸工大の川本と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

(川本会長)

環境審議会ということで、県内の環境を保全維持するということが大きな使命であろうかと思えます。

昨今でありますと、SDGsということがよく言われているということもありますし、本年度ですね、本年6月から来年の7月までというところかというと、ユネスコの指定する持続的開発のための基礎科学年というような年にも指定されております。

やはり、環境を維持する、環境だけではなくて、我々の生活も豊かに発展させていくということに関

しては、やはり科学的な視点に立った進め方というのが非常に重要であろうと思います。

そういうようなことを基本に置きながら、審議会の中で検討する内容は非常に広範なところに及びます。それぞれ専門の方もいらっしゃるかと思いますが、必ずしもご自身とはマッチしないところもあるかと思います。

かくいう私も、物理学の専門ですので、個々の事例ということになってくると、必ずしも専門性が高いかという、そういうことではないというふうに思います。

ですが、皆さんそれぞれの専門性の中で、かくあるべきということに関して、しっかり御意見を言っていただければというふうに思います。

それでは、よろしく願いいたします。

この後、議長として、引き続き進行を務めさせていただきます。

次に副会長を選任したいと思います。

副会長についても、委員の互選により決めるということになっております。自薦、他薦がございましたらお願いいたします。

(関下委員)

松山委員を副会長に推薦します。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今、松山委員を推薦したいとの御発言がありましたが、他にございませんでしょうか。

それでは、松山委員に副会長をお願いすることといたします。

よろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、副会長となられました松山委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。

(松山副会長)

副会長を務めさせていただきます、弘前大学の松山です。よろしくお願いいたします。

普段、研究分野では、土壌環境とか作物栽培関係のところを含めながら、研究をしておりますけども、先ほど、会長からお話があった、この審議会では、環境保全全般ですね、非常に広い環境ということで、いろんな方のいろんな専門の御意見が凄く重要になると思っております。

会長を助けながら、きちんと円滑に進みますようにお手伝いしようかと思っております。

よろしくお願いいたします。

(川本会長)

ありがとうございました。

それでは、次に温泉部会の委員を指名したいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたとおり、温泉部会の委員につきましては、条例に基づき会長が

指名することとなっております。

よって、皆様の専門分野等を参考に指名させていただきます。

それでは、指名いたしますので、皆様は配付資料の委員名簿で御確認をお願いします。

まず、4番、梅田委員

次に、8番、葛西委員

12番 木立委員

14番 沢田委員

15番 下田委員

22番 千葉敦子委員

23番 千葉努委員

28番 長谷河委員

以上、8名の委員を指名します。

温泉部会の皆様におかれましては、部会での審議をよろしくお願いたします。

続いて、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

今回の署名者は、田中正子委員と西館留利子委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しを配付させておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

本日は「青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直し」

「青森県立自然公園条例の一部改正（案）」

の2件の諮問を受けております。

それでは、諮問案件1「青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直し」について、事務局から説明をお願いたします。

(事務局)

環境保全課長の山館と申します。よろしくお願いたします。

座って御説明させていただきます。

私からは、「青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直し」について御説明をさせていただきます。資料は、資料2-1と2-2がございます。このうち、資料2-1の方で御説明いたします。

それでは、早速1ページ目、「趣旨」でございます。

大気汚染防止法では、工場や事業場に設置されたボイラー、廃棄物焼却炉、乾燥炉など、33種類の施設について、それぞれ規模要件を定めまして、大気中に排出されるばい煙の規制を行っております。

また、青森県公害防止条例では、大気汚染防止法の規制対象より小規模なボイラー、それから廃棄物焼却炉を対象として規模要件を定めまして、法による規制を補完しております。

昨年の9月、法律の施行令の改正がございまして、この法によるボイラーの規模要件のうち、伝熱面積、これは、水を加熱する際には燃焼ガスの熱を水に伝える部分の面積、配管の表面積とか、そういうイメージをしていただければと思ひますけれども、そのことですが、これが撤廃されたことから、この伝熱面積を規模要件としている条例のボイラー規制について検討を行った結果、今般、条例によるボイラー規制をなくすこととしまして、公害防止条例の改正を行うものでございます。

別表第1、条例改正の内容を新旧対照表にてお示ししております。

条例でばい煙関係施設として定めている2つの施設のうち、今回は、このボイラーについて規制の対象外とし、廃棄物焼却炉につきましては、現行のままとさせていただきます。

次に2の令和3年の大気汚染防止法施行令改正の趣旨についてでございます。

国では、バイオマスボイラーなど、再生可能エネルギーの導入拡大に伴いまして、専門家等による検討会でばい煙発生施設のボイラーの規模要件について検討を行いました。

2ページ目をお開きください。

この結果、検討会では、ボイラーの届出の規模要件のうち、伝熱面積の要件についてはなくすことが適当、バーナーの有無に限らず燃料の燃焼能力とすべき、といった旨の報告書を令和3年3月に取りまとめました。

国では、この報告書の内容に沿って、新旧対照表のとおり、伝熱面積を削除するとともに、バーナーの有無に限らず燃焼能力が1時間あたり50リットル以上という要件にしましたので、燃焼能力50リットル以上のバーナーを持たない施設を新たに加えた形で、この大気汚染防止法の施行令を改正いたしました。

次に3の県の公害防止条例の規制についてでございます。

青森県公害防止条例は、県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的として、昭和47年に制定されまして、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の関連法を補完して規制することによりまして、生活環境の保全を図っております。

表1に条例による規制の全体像、概要を示しております。今回、諮問させていただいているのは、大気に関する規制の一部分、ばい煙関係施設のうちボイラーに関するものでございます。

次に4のボイラーの規制の経緯について御説明いたします。

まず、(1)昭和47年の条例制定時について御説明します。3ページ目の図の1を併せて御覧いただければと思います。

大気汚染防止法による規制の対象となるボイラーの規模要件は、法律が昭和43年に制定された当時は、伝熱面積が10㎡以上、この図の1のAと書いてあるもの、薄い青色で塗った部分とされておりました。

一方、47年、県の条例制定時には、法の規制対象より小規模なボイラーの設置数が増加していくものと見込まれていましたので、条例による規模要件を5㎡以上10㎡未満、Bの赤線で囲んだ部分としまして、法の規制を補完して規制することといたしました。

次に(2)の昭和60年の政令改正時についてです。

昭和60年頃には、多量の排出ガスを出すにもかかわらず、従来の伝熱面積の要件では、法の規制対象にならない小型のボイラーが普及してきたことを受けまして、国は政令を改正しまして、規模要件にバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットル以上、この図の2のCの緑の点線で囲んだ部分でございますが、これを新たに追加し、法による規制は、従来のAの部分と合わせて、Aと書いている青い部分全体となりました。

この際、図2の下のところ※に記載しておりますとおり、新たに法の規制対象となった図の2のCの部分のうち、政令改正前までに設置されたボイラーから排出されるばい煙については、全ての項目の排出基準の適用が猶予されました。硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物です。

それ以降に設置されたものについては、ガス、灯油、軽油、またはA重油、良質な燃料でございます。良質な燃料のみを使用するボイラーから排出されるばい煙については、ばいじんと窒素酸化物の排出基

準の適用が猶予されます。こういった一部猶予されたものがございます。

一方、条例では、後ほど7ページで御説明いたしますけども、ボイラーから排出されるばい煙による大気中の汚染の指標となります二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、それから二酸化窒素の濃度について、県内では、環境基準を達成して間もない時期でございましたため、ただいま御説明いたしました法の排出基準の適用が猶予されたボイラーについて、条例の排出基準の適合状況を引き続き確認する必要があるものと判断しまして、条例の規模要件を改正せずに従来の規制を継続することとしました。

そのため、条例で規制しているボイラーのうち、図2のBの1と書いてあるピンク色の点線の部分、ピンク色の部分については、法と条例の両方の規制が重なって、両方の規制対象となっております。

4ページ目をお開きください。

令和3年、国の政令改正後、今の状況でございます。

1ページ目で御説明した、今の政令改正で、法の規模要件から伝熱面積が撤廃されまして、燃料の燃焼能力のみとなりましたので、今度は図の3のDの部分ですね、オレンジ色で囲った点線の部分が、今度は、法の規制対象外となりました。

なお、昭和60年、先ほど御説明した排出の適用の猶予の部分については、そのまま継続となっております。

次に5の条例による規制の検討、今回の検討です。

ただ今、御説明申し上げました、法の規模要件から伝熱面積が撤廃されたことを契機に、今回、伝熱面積を規模要件としている条例のボイラー規制の必要性について改めて検討を行ったところでございます。

まず、(1)ボイラーを取り巻く状況についてです。

検討に当たり、まずボイラーを取り巻く状況について整理をしました。

まず、1つ目が、①ボイラーの性能等です。

国の検討会の報告書によると、今般の法の規制対象外となった規模のボイラー、図3のDの部分については、伝熱面積と排出ガス量の強い相関があるとはいえない、気体燃料又は液体燃料のボイラーは排出ガスの処理を行わなくても法で定める排出ガス基準を満たす性能のものの流通が一般的である、同様の規模の木質バイオマスボイラーを含む固体燃料ボイラーについては一般的に排ガス処理装置が標準搭載されていることなどから、法の規模要件から伝熱面積の要件を撤廃することが適当だということとされました。

そこで、条例で規制している規模のボイラー、図3のBの1、Bの2、この両方でございます。これについて、条例で規定している届出の状況を確認したところ、良質な燃料であるガス、灯油、軽油又はA重油のみを使用するボイラーについては、全て排ガス処理を行わなくても、条例で定める排出基準を満たす性能を有している。それから、それ以外の木質燃料などの固体燃料を使用するボイラーと廃油を使用するボイラーについては、使用する燃料の状態に応じて、集塵機などの排ガス処理装置を備えることにより、全てのボイラーが条例で定める排出基準を満たす性能を有しているという状況でございました。

また、法や条例が制定された当時に比べ、現在は、燃料として硫黄分の含有割合の多いB重油の使用がなくなったという状況にあります。

それから、ばい煙の発生量が少ない気体燃料、ガスを使用するボイラーが普及してきたことなど、全体的にボイラーに使用する燃料が良質化している状況にございます。

次に②でございます。

2つ目は、ボイラーの設置状況、それから排ガス量についてです。

表の2は、法と条例によるボイラーの県内全体の届出の施設数でございます。括弧内は、固体燃料等を使用するボイラーの内数でございます。青森市や八戸市の区域については、法と県の条例によりまして、それぞれの市が事務を行っております。この数字は、検討を開始した時点で最新だった令和3年3月31日現在の届出の施設数となっております。

現在は、廃止や設置など若干の変動があるほかに、先ほど、令和3年の法改正で、4ページの図3のオレンジの部分が、ちょうど250ぐらいありますが、これが減少しているので、若干、施設数が変動していますが、この時点での施設数ということで、これで検討をしています。

まず、法と条例の両方の規制対象となっているボイラーでございますが、その表でいくと1,307基、これは4ページ目の図3のBの1の部分になりますけれども、このうち昭和60年の政令改正以前に設置されたもの、つまり、法の排出基準の適用が猶予されまして、条例の基準が適用されているものについては、現在、全て良質な燃料のみを使用するものとなっております。

一方、昭和60年の政令改正以降に設置されたものについては、そのうち、5基のみが固体燃料等を使用するものでございまして、これは、法の排出基準が引き続き適用されておりますが、その他は全て良質な燃料のみを使用するものとなっております。

また、条例のみの規制対象となっているボイラー、表でいうところの1,330基ですね、4ページ目の図3でいうとBの2の部分になります。これについても、殆ど大部分は、良質な燃料のみを使用するものとなっております。

また、それ以外の固体燃料等を使用するものから排出されるガス量は、法と条例で規制しているボイラー全体、4ページ目の図3の青く塗っているAというところにBの2を足したもの、この全体から排出されるガス量の1%未満となっております。

6ページ目をお開きください。

3つ目は、排出基準の適合状況になります。

ボイラーの設置者は、法と条例で設置届、ばい煙の自主測定の実施、その測定結果記録の保存が義務づけられております。

県では、法と条例に基づいて、届出の審査、工場や事業場への立入検査及び指導を行っております。立入検査の際には、設置者による自主測定の結果も併せて確認しています。

この県が確認した自主測定の結果については、詳細な記録が確認できる平成26年度から令和3年度までの直近8年間において、ばい煙の排出基準値の超過が確認された事例はございませんでした。

また、県では、立入検査の一環として、固体燃料を使用する施設や苦情のあった施設などを対象として、毎年、ばい煙の測定を県が行っておりますが、同じく直近8年間、県が実施した測定結果においても、ばい煙の排出基準値を超過した施設はございませんでした。

県が実施したばい煙の測定の件数は、表3にお示ししているとおりでございます。

なお、青森市、八戸市が立入検査で確認した設置者による自主測定の結果等においても、ばい煙の排出基準値を超過した事例はないことも確認してございます。

次に④大気汚染の状況についてでございます。

大気汚染防止法に基づいて、大気汚染状況の常時監視をしている物質のうち、ボイラーから排出されるばい煙による大気中の汚染の指標でございます二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の濃度の推移について、7ページのグラフにお示ししてございます。

まずは、二酸化硫黄についてです。

グラフ中の点線につきましては、政令の改正があった昭和60年度を示しております。

また、常時監視については、県内各地の複数の測定局で測定してございまして、グラフ中の青い折れ線で示している濃度は、その年度で最も高い濃度であった測定局の濃度を使用しております。これは、次のイの浮遊粒子状物質でも二酸化窒素でも同様でございます。

まず、アの二酸化硫黄濃度の推移を見ますと、昭和40年代をピークに年々減少してございます。環境基準の評価方法に基づいて評価した結果、昭和54、55年度に環境基準に不適合となったのがございましたけれども、これを最後に昭和56年度以降、県内全域で環境基準を達成してございます。

次にイの浮遊粒子状物質についてです。

浮遊粒子状物質の濃度の推移を見ますと、年度によって上昇することもあります、緩やかに減少傾向にございます。これも、環境基準の評価方法に基づいて評価した結果、昭和63年度、平成6年度、平成13年度、14年度、20年度に環境基準不適合となった年度がございましたが、これは、稲わら焼却等による短期的に濃度が高くなったためということが考えられます。

この20年度に不適合となったのを最後に浮遊粒子状物質についても、平成21年度以降、県内全域で環境基準を達成してございます。

そして3番のウの二酸化窒素についてです。

二酸化窒素濃度の推移を見ますと、ほぼ横ばいか緩やかな減少傾向にあるということでございます。これも、環境基準の評価方法に基づいて評価した結果、昭和53年度に環境基準に不適合となったのを最後に昭和54年度以降、県内全域で環境基準を達成しております。

8ページ目をお開きください。

次に条例によるボイラー規制の必要性の検討でございます。

今、(1)で御説明申し上げたボイラーを取り巻く状況を踏まえまして、条例によるボイラー規制の必要性について検討をいたしました。

もう一度、(1)の状況を整理しますと、①ですが、ボイラーそのものの性能や使用する燃料の質の向上によりまして、排出されるばい煙による環境への負荷は小さいものになっていること。

②として、法と条例の両方で規制しているボイラーのうち、法の排出基準の適用が猶予され、条例の基準が適用されているものは、全て環境への負荷が小さい良質な燃料を使用していること。

③法と条例の両方で規制しているボイラーのうち、今の②を除いて、固体燃料等を使用しているものは、継続して法の排出基準が適用され、法で規制されること。

④ですが、条例のみで規制しているボイラーの殆ど大部分は、良質な燃料のみを使用しているものであり、ばい煙による環境への負荷が小さいものとなっていること。

⑤条例のみで規制しているボイラーのうち、今の④を除く固体燃料等を使用しているものの殆ど大部分が排ガス処理装置を備えておりまして、環境への負荷が小さく、また、それらから排出されるガス量もボイラー全体から排出されるガス量に対して1%未満、割合が極めて小さいものとなっていること。

⑥として、設置者による自主測定や県、市による測定において平成26年度以降、ボイラーのばい煙の排出基準値を超過した事例はないこと。

⑦として、本県の大気環境については、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の環境基準を継続して達成しており、良好な状態であることが確認されました。

以上のことから、条例によるボイラーの規制をなくしても、法の規制により、引き続き本県の生活環境の保全が図られる状況にあると考えられます。

なお、法の対象施設については、引き続き県、青森市、八戸市が、ボイラーの設置等の届出の審査、

立入検査、指導等を行うということになります。

次の（３）結論でございます。

青森県公害防止条例によるボイラー規制をなくすこととし、条例の改正を行うこととしたいと考えております。

９ページ目をお開きください。

図の７に条例を改正した場合のボイラーの規模要件を示しております。条例の規制がなくなり、法により燃料の燃焼能力が１時間あたり５０リットル以上のボイラーのみが規制対象となります。

次に６の見直し時期です。

見直し時期につきましては、令和５年、来年の３月の予定としてございます。施行日につきましては、条例改正の公布の日から施行する予定としております。

８の条例改正に伴う変更点です。

施行日以降、伝熱面積５㎡以上１０㎡未満のボイラー、４ページの図の３のＢ１、それからＢ２の部分のボイラーについては、青森県公害防止条例に基づく設置の届出、ばい煙の自主測定、それから測定結果の記録の保存が不要となります。

そのうち、燃料の燃焼能力が１時間当たり５０リットル以上のボイラー、４ページ目の図３、Ｂ１のボイラーについては、引き続き法で規制されることとなります。

なお、資料には記載はございませんが、条例によるボイラーの規制は、東京を含めて、東京から西の７都県のみとなります。

以上が青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直しについての御説明となります。

以上でございます。

（川本会長）

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

法の改正と、それから現状を鑑みて、過度な規制ではないかということに関して除外したいというような理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

はい、勿論、そういう観点もございますが、過度な規制ということもありますけども、それよりも、今まで法を補完して条例が担ってきた役割というものがございまして、それを今見直して撤廃しても、環境の保全上問題がないという、そこがまず最優先の検討ということになります。

（川本会長）

ありがとうございます。

少し私の表現がよくなかったかもしれません。

委員の皆様、いかがでしょうか。

お願いします。

（中堀委員）

説明ありがとうございます。

基礎的なことで申し訳ないんですけども。固形燃料の種類が分からないので、教えていただければと思います。

(事務局)

固形燃料は、薪とか木質ペレット、木質チップなどの木質燃料。それから、タイヤ、燃料用のタイヤ、それから鶏糞、鶏の糞などがございます。

(中堀委員)

石炭とかもあるんですか、石炭。

(事務局)

石炭もございます。

(中堀委員)

ありがとうございます。

(川本会長)

他、御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

中堀委員の方から、今、燃料の中身について御質問がありましたが、その回答に対して、何かございますか。よろしいですか。

オンラインの方の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見等、ないということのようですので、質疑を終わらせていただきます。

それでは、諮問案件1につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認め答申します。

以上をもちまして、諮問案件1の審議を終了します。

それでは、諮問案件2「青森県立自然公園条例の一部改正(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

自然保護課長の原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、諮問案件2の青森県立自然公園条例の一部改正(案)について御説明させていただきます。

座って御説明させていただきます。

資料につきましては、既にお送りしてございました資料3-1、3-2、3-3、3-4と、本日配付しました資料3-5というのがございます。このうち、資料3-1から3-3と、本日お配りした3-5に基づいて御説明させていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。

青森県立自然公園条例の一部改正（案）の概要になります。

一番上の改正の趣旨です。

県立自然公園の保護と利用については、自然公園法に準じて青森県立自然公園条例を策定し、必要な規制等を定めております。こうした関係の中で取り組んでいるということでございます。

国では、少子高齢化、人口減少社会の中で、地方創生の切り札は観光であり、国立公園及び国定公園はその地域の重要な観光資源・地域資源であるとしております。

その上で、最近の訪日外国人旅行客の増加や旅行形態の変化、これは、団体旅行から個人旅行へというような変化等を踏まえまして、国立公園等の地域資源としての価値を向上させ、それを持続的に活用していくことが求められていることから、地域資源としての価値の向上を図る保護と利用の好循環といったことを目的とした自然公園法の一部改正を行ったところです。

これを踏まえまして、本県におきましては、県立自然公園においても同様に取り組むため、青森県立自然公園条例の一部を改正するというものです。

自然公園法及び青森県立自然公園条例の概要を資料3-2で御説明いたします。

資料3-2を御覧ください。

自然公園法及び青森県立自然公園条例の概要についてです。

1の制度の概要ですけれども、自然公園法、それから条例の目的ですが、優れた自然の風景地を保護し、その利用増進を図ることにより、国民・県民の保健・休養等に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としております。

それから、(2)の公園の種類ですが、国立、国定、県立とございまして、国立公園については、環境大臣が指定します。国定公園については、各都道府県の申し出により大臣が指定します。そして、県立自然公園は、知事が指定します。こういった種類があります。

それから、2の県内の指定公園ですが、国立公園が2か所、国定公園も2か所、県立自然公園については、資料3-3、A4横の資料がございますけれども、こちらに記載のとおり、7つの公園がございまして、概要のところを御覧いただきますと、皆さん御存知の観光名所が沢山入っているというような状況になっております。

資料3-2に戻っていただきます。

公園計画の概要でございます。

公園計画の目的です。

自然公園として指定された区域において、各公園の特性に応じて、風景の保護や利用増進を図るための規制又は事業に関する計画を定めるもので、各公園においてこの計画は定められています。

計画は、大きく「規制計画」と、それから「施設計画」の2つで構成されております。

(2)でその構成の概要を記載してございますけれども、左側が規制計画、下に参りますと、地域指定というのがございます。地域指定は特別地域と普通地域に分けられまして、特別地域は、更に特別保護地区から1種、2種、3種まで分かれています。

この特別地域で何らかの行為を行うという場合は、許可を受けなければならないということになっております。

それから、右の施設計画です。下の公園事業を御覧いただきますと、利用施設として、これは事例なんですけれども、道路とか広場とか宿舎とか、様々な施設を掲示してございますけれども、公園計画の中で、こういった施設の認可を受けると、左の方の許可を受けることなく事業が実施できる、そういう事業

の制度の内容になっております。

それでは、3-1に戻ってください。資料3-1です。

2の法改正の主な内容です。

これから御説明いたします以下の内容につきましては、条例の改正趣旨も同様です。各項目の末尾に改正条例の関係条文をお示ししてございます。

まず(1)の質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び自然体験活動促進計画制度の創設です。

まず、現状と課題になります。

現状で国立公園等において、自然体験活動の機会となるガイドツアー等の活動が地域の事業者によって提供されていますが、必ずしも、望ましい自然体験活動の開発・提供がされているとは言い難く、また、そのオーバーユース、それから知識が不十分なガイドによるガイドサービスの提供など、質の低下への懸念等の問題も生じています。

これを踏まえた改善の方向性ですけれども、国立公園等の魅力を向上させていくためには、質の高い自然体験活動の機会を提供していく必要があります、これを担う関係者を確保するとともに基本的な方針を調整・決定いたしまして、これに基づいて、それぞれの役割を担い、協力することが必要だとしております。

2ページです。

これを踏まえた方針として、国では、質の高い自然体験活動の促進を目的とした「自然体験活動促進計画制度」を創設したものです。

この制度では、市町村が自然体験活動促進事業の実施者等、これは、先ほど申し上げたガイドツアーの事業者等になります。こういった事業者の方々との協議会を組織できるとされ、また、この協議会は、質の高い自然体験活動を促進するための「自然体験活動促進計画」を作ることができるとされています。

もう1つ、内容として、この協議会で作成されました「自然体験活動促進計画」について、環境大臣、または都道府県知事の認定を受けたとき、国立公園であれば大臣、国定公園であれば知事になりますけれども、その認定を受けたときは、特定地域の許可等が不要となる特例措置が設けられています。

先ほど、資料3-2で申し上げましたとおり、施設計画において、公園事業として認可されていない公園は、許可を提出してもらおうと申し上げたところですけども、それが不要となるという措置が講じられたということです。

(2) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び利用拠点整備改善計画制度の創設です。

現状と課題です。

近年、国立公園等の利用形態の変化等、これも、先ほどの旅行形態の変化と重なるところがありますが、これらの変化に伴いまして、自然公園内の利用拠点においては、この利用拠点といいますのは、次の段落の冒頭に「宿舎や休憩所などの公園事業施設を中核とする」とあります。本県の国立公園でいえば十和田湖の子ノロといったところをイメージされればよろしいかと思えます。そういった拠点においては、利用者のニーズに合わなくなった公園事業の廃止や、それによる施設の廃屋化等が生じています。

また、異なる時期に個別の許可、認可の手続きを経て新築等がされた施設については、利用拠点の利用動線や施設の配置、街並み、景観等について改善できる点があります。齟齬が生じているということです。

こういった利用拠点については、国立公園等の利用者の多くが訪れる場所であり、廃屋の撤去と跡地

の活用等による宿泊・休憩機能の強化、それから地区内の利用動線の改善や建物の景観デザインの統一等により、効果的かつ満足度の高い利用拠点の整備につながることで。

整備、改善を実施するためには、地方自治体や公園事業を行う者等の多様な関係者の積極的・主体的な取組の下で事業を実施できるようにする必要があるということです。

これを踏まえた方針として、国では、国立公園等の利用拠点の質の向上のための整備改善を目的とした「利用拠点整備改善計画制度」を創設するということです。

この内容については、市町村が公園事業を行う者等、これは、宿舎などの、そういった事業を行う事業者などによる協議会を組織できることとされまして、協議会は、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための「利用拠点整備改善計画」を作成することができるとされました。

この協議会で作成された計画について、環境大臣又は知事の認定を受けた時は、公園事業の認可等を受けたものとみなすとともに、特別地域の許可等を受けることが不要となる特例措置が設けられています。

この措置は、(1)で御説明したとおりと同様の措置となっております。

続いて、3ページを御覧ください。

(3)です。公園事業の承継に係る規定の追加です。

現状と課題ですけれども、公園事業のうち、特に宿舎に関する事業については、経営の悪化等により経営の権利が譲渡される場合がありますが、これまでは、譲渡の規定がなく、譲渡人は廃止届を、それから譲受人は、新規の認定申請を行う必要がありました。

こういった状況を踏まえ、円滑な公園事業の実施に資するという観点から、国立公園事業者が国及び公共団体以外の者にその国立公園事業の全部を譲渡する場合は、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて、大臣の承認を受けた時は、譲受人は、譲渡人に係る国立公園事業者の地位を承継するとされたものです。

それから(4)土地所有者等に代わり管理を行う団体の指定要件緩和です。

現状と課題になりますが、土地所有者等に代わって自然公園の風景地の保護活動、それから施設の維持管理を行う団体、これを公園管理団体といいますけれども、公園管理団体が実施する、しなければいけない業務には、その重要性に違いがあることから、この業務のうち、特に重要な業務を行うことができるのであれば、公園管理団体として指定して公園等の管理を実施してもらうことが、地域に密着した公園管理の観点からは望ましいと考えているところです。

そこで、公園管理団体について、特に重要な業務を適切かつ確実に行うことができると認められる場合には、指定することができるよう要件緩和を行ったものです。

具体的には、公園管理団体として指定する団体が行う業務に係る規定について、これまで5つの業務を規定しておりましたが、これを改めまして、「自然の風景地の保護活動」と、「国立公園等の施設の補修その他の維持管理」、この2つの業務のみを必須の要件といたしまして、その他の業務については、任意で実施する業務とされたものです。

(5)規制対象行為の追加です。

課題になりますが、野生動物への餌付けや接近行為等については、人に対する、野生動物の人に対する警戒心が低下することによって、野生動物による人や所有物への被害が生じることや、それらの被害防止のために施設が閉鎖されることなどが想定されます。

そのため、野生動物に餌を与えること及び野生動物に著しい接近、又はつきまとうことであって、国立公園等の利用に支障を生じるおそれがある行為を規制対象とすることとしたところです。

4 ページを御覧ください。

(6) 情報発信に係る規定の追加です。

今回の改正につきましては、利用拠点の質の向上、それから質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設等を行うことにしており、これらは利用者の増加、それから満足度の向上も意図したものでありますことから、利用者の増進のための情報提供が新たに規定されたものです。

(7) 特別地域における違反行為に対する罰則の引上げです。

違法な工作物の設置や木竹の伐採・損傷、動物の捕獲等、大規模な違法行為が行われた場合、そのことが、当該国立公園等の根幹に係る多くの問題となります。従って、厳しい処罰をもって対応することによりまして、規制の実効性を確保する必要があるということです。

このため、量刑を引き上げることにより、特別地域、特別保護地区及び海城公園地区における規制の実効性を確保するとされたものです。

改正前後の主な罰則は、資料3-2の裏面になります。4の主な罰則となります。太字で記載してある上から2つ目などの罰則になります。

現行は6年以下の懲役又は50万円以下の罰金であったものが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金と改正されたというものでございます。

資料3-1に戻りまして、条例改正のスケジュールでございます。

本日、御審議いただいた後、1月にパブリックコメントを実施いたしまして、2月に協議会に提案します。3月下旬に公布いたしまして、3か月間の周知期間を経て、7月1日に施行という予定でございます。

資料3-5、事前にいただいた御質問に対する回答でございます。

資料3-1の3ページになります。

公園管理団体のその他の業務を「任意で実施する業務」としているが、「任意」とはどういう意味か。公園管理団体が独自にその業務を行えるということか。それとも県の依頼があれば行えるというか。

回答でございます。

任意で実施する業務につきましては、県からの依頼がなくても公園管理団体が独自にその業務を行うことができるというものでございます。

それから2番目です。資料3-1の3ページになります。

環境大臣あるいは県知事は承認時に指定時と同様の審査を行うのか、という御質問でございます。

回答ですが、公園事業の譲渡による承認をする際には、当初の申請時は異なる審査を行うこととなります。

当初の申請時には、対象となる公園事業が、関係する自然公園の公園計画に適合するのかなどについて、細かい審査をし、認可を行っていますが、譲渡の承継を承認する際は、「事業の必要性」や「承継による自然公園の保護」また、「利用上の支障の有無」などを審査するということとなります。

説明は以上になります。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

お願いします。

(田中正子委員)

この改正、直接関係あるのかどうか、私も分からないんですが。

今年の秋に子ノ口の駐車場、休屋のところでしょうか。通常無料の駐車場のところが一部、時間帯によって有料というような開放の仕方をしていたんですけども。そういうことの手続きとかが、こういう改正のところにも反映はしているということなんでしょうか。

(川本会長)

お願いします。

(事務局)

十和田湖の子ノ口ですね。国立公園ですので県の管轄ではありませんが、その駐車場が公園事業で設置されたものだとすれば、料金のことも、何らかの手続きがある可能性があると考えています。

(川本会長)

ありがとうございます。

今、御説明では、今の事例としては、県の管轄でないから詳細は分からないということですが、県の施設に関して、そのような協議団体ができているようなところであれば、その中で審議して、管理者みたいな形で料金の設定等を変えることもあり得るという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

協議会は、これから設置、どの国立公園における協議会が設置されているのかどうかというのは、ちょっと確認しておりません。申し訳ございません。

協議会が設置されているのであれば、協議会の中で議論されて、国との間で何かの調整、そういったこともあり得ると思います。

(川本会長)

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(猪股委員)

促進計画制度の件なんですけど、これ、主体のところは各市町村で協議会を運営するという事になっていますが、これに関しては、どういうふうな募集をかけるのか、それともまた県の方で指定した団体にお声掛けをするのか、というのが気になったので、ちょっとお聞きしたいと思います。

(川本会長)

はい、お願いします。

(事務局)

協議会の構成員ということですよ。

これは、市町村が主体となって関係する事業者さんと設置するんですけども。それに対して、県がどの事業者さんがいいとか、そういったことを実施するということはないと思います。あくまでも市町村、地域の自発的な動きとして、これから設置されるものだと認知しています。

(川本会長)

よろしいでしょうか。

鎌田委員。

(鎌田委員)

公園管理団体の指定要件の緩和について、公園管理団体が任意で実施する業務のところですけども、調査及び研究を行うことなどが必須の要件以外のその他の業務とされていますが、そういった業務において資料を収集するとかしていろいろな調査や研究の結果が出てくると思うんですが、その内容はどのようなふうにするのでしょうか。

(川本会長)

お願いします。

(事務局)

義務づけられていないところの任意の業務の結果ということですか。

(鎌田委員)

はい。

(事務局)

義務づけしていない業務ですので、実施する、しないは、管理団体さんの任意になるわけです。ただ、その結果というのは、貴重な御意見ですので、事務局としては、共有させていただくということになるのではないかと、そういうふう考えております。

(鎌田委員)

そうであっていただきたいんですけども。

結局、その業務をその団体が責任のもとでやるということだと思いますが、一応、自然公園、県の自然公園なので、その調査の結果というのは、県の方で活用する、あるいは皆さんに公表すべきものだと思いますので、こういうところはどんどん活用していただきたいなと思っております。

(事務局)

分かりました。

(川本会長)

ありがとうございます。

今のところというと、この事業等をなされた場合に報告を受ける必要があった方がいいということで

すね。ありがとうございます。

他、御意見、ございませんでしょうか。

関下委員。

(関下委員)

野鳥の会の関下です。

餌付けの禁止が条例に加わるということで、非常に私どもは安堵しております。

今ニュースで、鳥インフルエンザで三沢地区の鶏が137万羽処分されることになりましたが、これは高病原性鳥インフルエンザといいます。

実は、ハクチョウとかカモのほぼ100%に近くが鳥インフルエンザを持っています。ですから、野鳥の中では、この鳥インフルエンザは発症しないんです。ところが、これが養鶏場に入ると、かなりの確率で死んでしまいます。

今回、三沢の施設でこういうふうな事態になっていますが、鶏舎の中で窓もないような施設なんです。ものすごく管理されている場所で発生していて、実は、今年日本全国で同じように密閉型のところで鳥インフルエンザで処分が行われているということになっていますので、どこを疑うかということ、やっぱりハクチョウへの餌付けです。人がやっぱり運んでいく。皆さんがハクチョウに餌付けした後にコンビニに寄りました。養鶏場関係の飼料を運ぶ人がコンビニに寄りました。靴の裏から移りました、みたいなシステムを疑っていくしかなくなっている状況なんですね。我々が対応できることは、もうやり尽くしていますので。

そうすると、我々消費者は何をやるかといえば、ハクチョウとか水鳥がいるところには近づかない、というふうにしていかないと、野鳥の方からだけではなくて、作業自体もなくなりますので、是非こころは、野生動物への餌付けは禁止というところは、青森県というのは、もうそれに産業としてものすごく発達していますので、皆さんも厳しく考えていただければと思います。

(川本会長)

ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。

オンラインの皆様、いかがでしょうか。

会場の方から御意見ございませんでしょうか。

猪股委員の方から質問がありました、いわゆる市町村主体で立ち上げる協議会、協議会に関して、これは自主的に立ち上がってくるものだという法案趣旨ですよね。必須のものというわけではなくて、ないところは、これまでどおりの規制というか、管理をするというところでよろしいですね。

ありがとうございます。

他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、他に御意見等ないようですので、質疑をこれで終了したいと思います。

諮問案件2についてですが、鎌田委員の方から御意見をいただきました、報告に関することを加えて、それで答申をするということによろしいでしょうか。

特に御異議がないようですので、そのとおりにしたいと思います。

基本的には、元の答申案ではありますが、任意事業に関して実施した結果についての報告を受ける体制にさせていただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今のおり意見を付して答申をすることとさせていただきます。

それで、1番目の方ですね。「青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直しについて」は、原案が適当であるということにいたします。

諮問案件2の方ですね、答申書の作成、公布については、一部付記ということになりますので、これは私の方に一任いただくということによろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。

報告案件の前に休憩をとりたいと思います。再開は、14時30分といたします。

それでは、これより休憩といたします。

それでは、皆様お揃いになりましたので、再開したいと思います。

それでは、続きまして、報告案件の1番「令和3年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果について」及び報告案件の2「令和4年版環境白書について」同じ資料とのことですので、併せて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

環境政策課長の細谷でございます。

それでは、報告案件1「令和3年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果について」を御説明いたします。

委員の皆様には、環境白書が完成しました11月上旬に、この白書本体をお送りしております。

本日は、資料4、令和4年度版青森県環境白書（概要版）及び環境白書の本体の冊子で御説明させていただきます。

それでは、資料4の10ページを御覧ください。

では、説明させていただきます。

令和2年3月に策定いたしました第6次青森県環境計画では、計画の推進に当たり、PDCAサイクルの考え方を取り入れて、取組状況を点検・評価することとしております。そこで、昨年度に引き続きまして、事業担当課による自己点検及び有識者、これは、当環境審議会の委員の大学教授の先生方をお願いしましたけども、評価を実施いたしました。

まず、点検についてでございますが、11ページを御覧ください。

計画のPDCAサイクルのイメージが載っておりますけど、その右下のチェックにあります、下の点検評価の手法に基づきまして、県の事業担当課で第6次青森県環境計画の第5章、政策・施策に掲げる施策の展開方法にあります、全149項目の取組状況を記載してもらいました。

その内容が、本体の冊子の123ページから150ページに掲載してございます。

説明は省略させていただきますが。

併せて同じ計画の第5章に掲げる目標設定指標37項目、財務指標27項目につきまして、直近値、達成状況、目標達成に向けた今後の取組等を記載してもらいました。

その内容が白書本体の151ページから167ページに掲載してございます。

次に評価についてでございます。

資料4、概要版に戻っていただきまして、11ページ、右下のチェックにあるとおり、点検・評価の手法は、有識者による評価を行うこととしておりますので、青森県環境計画取組等評価に係る有識者会議を設置いたしました。

この有識者会議は、本審議会の川本会長、松山副会長、鮎川委員、木立委員、前会長の藤公晴氏の5名の委員により構成されております。

令和4年7月26日に開催いたしました有識者会議では、政策・施策の取組状況や環境指標の達成状況のほか、白書本体冊子の168ページから170ページの取組状況等、点検評価、点検結果総括の案を有識者委員の皆様にご説明して御意見を賜りました。

最終的に取組状況等についての有識者会議による評価・意見のため、本体、白書本体冊子の171ページに掲載しております。

それでは、資料4の10ページを御覧ください。

字が多くて申し訳ございません。上の囲みが点検結果の概要です。

1点目として、水環境、大気環境、地盤・土壌環境、化学物質などの生活環境に関わる目標設定指標の多くで目標を達成している。

2点目として、循環型社会づくりや低炭素社会づくりなどの取組において、目標を設定し、評価、達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものがみられる。

3点目として、計画策定時には想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講座やフォーラムなどの普及啓発の取組において目標設定指標の目標未達成のものがみられるが、オンライン開催などの代替手段による取組が行われている。

という点検結果でございました。

続いて、同じ10ページの下の囲みが委員の皆様からいただいた御意見の概要です。

1点目として、目標設定指標の達成率が80%未満のものや計画策定時の実績よりも悪化しているものについては、令和3年度までの取組実態を自ら評価した上で、今後の取組の方向性を示しており、PDCAサイクルを意識しながら取組を展開していこうとする姿勢がみられる。

2点目として、目標値・期待値と実績値との間に差がある場合は、実態に関する基礎データを収集するとともに、差が生じている原因や目標達成のための課題を的確に把握した上で、必要に応じて新たな取組を具体的に検討・実施するようしながら、目標達成に向けて着実に取り組んでいただきたい。

3点目として、計画策定後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化や環境分野における国の政策・制度に急激な大きな動きがあり、本計画に基づく取組についても、必要に応じて再検討していくとともに、次期計画に向けて、目標値と実績値が乖離しているものについては、目標値自体の再設定についても検討が必要と思われる。

4点目として、脱炭素社会の実現に向けては、県としての取組だけでなく、市町村の取組も重要であり、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明を行った県内6市町村、現在は1つ増えて7になっておりますけれども、当時の6市町村と連携しながら取組を進めていく必要がある。

また、再生可能エネルギーの導入において、自然環境等への影響が大きく注目されており、県内においても大規模な風力発電事業に関して、自然環境や景観への影響が懸念されているため、再生可能エネルギー導入と自然との共生のバランスをとりながら施策を進める必要がある。

5点目として、生物多様性について、国において次期生物多様性国家戦略策定に向けた議論が進んで

いるため、次期国家戦略を踏まえた県の生物多様性戦略の改定内容と整合性をとりながら、次期青森県環境計画を策定する必要がある。

との評価・意見をいただきました。

なお、委員の皆様からいただいた御意見につきましては、事業担当課に伝えまして、次年度以降の施策等に反映するよう依頼しております。

報告案件1については、以上となります。

続きまして、報告案件2「令和4年版環境白書について」御説明いたします。

引き続き、資料4の表紙の裏、一番上の四角で囲んだところを御覧ください。

令和4年版環境白書は、県の環境基本条例に基づきまして、令和3年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめたものです。

次に目次、その下の目次を御覧ください。概要版では、本県の環境の状況として5項目、令和3年度のトピックスとして7項目、そして、ただ今、説明申し上げました、令和3年度における第6次青森県環境計画の取組状況等の点検・評価結果を記載しております。

それでは、1ページを御覧ください。

水環境について御説明いたします。

令和3年度の公共用水域、具体的には、河川、湖沼及び海域の水質の調査結果について記載していません。

1つ目の黒丸、カドミウム、鉛など、人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目については、砒素を除き全地点で環境基準を達成しております。砒素につきましては、昨年までと同様にむつ市正津川が非達成でした。

主な要因といたしましては、砒素を含む温泉の流出に由来する自然的要因と考えられます。

なお、記載してはおりませんが、環境基準とは、人の健康等を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準となっています。

次の黒丸、生活環境の保全に関する環境基準のうち、有機性汚濁、これは汚れの度合いを表すものですが、その代表的指標でありますBOD、生物化学的酸素要求量、それからCOD、科学的酸素要求量については、環境基準の水域類型指定が行われている88水域中83水域で環境基準を達成しており、達成率は94%となっております。

全体としては94%ですが、数値が低いものは湖沼、達成率は25%となっております。

その理由といたしましては、水域類型指定されている湖沼4つのうち、十和田湖、小川原湖、浅瀬石川ダム貯水池の3水域で基準を達成できなかったことによるものです。

ここに記載はしてはおりませんが、十和田湖は水域の類型がAAに指定され、湖沼で最も厳しい環境基準を適用されていることもあり、環境基準を達成できていない状態が続いています。小川原湖と浅瀬石川ダムはAとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。一般廃棄物の排出量についてです。

一般廃棄物に関する最新のデータは、令和2年度となっており、今年の春に公表している数値ですので、ここポイントのみ御説明いたします。

2つ目の黒丸、県民1人1日当たりのごみ排出量は993gで、初めて1,000gを下回って以降、目標であります940gまで、あと13gとなっております。

3つ目の黒丸、リサイクル率については14.0%で、令和元年度と比較して0.3ポイント低下しております。

続いて、その下の囲みの3つ目を御覧ください。

県が独自に調査した民間回収業を含めたりサイクル率、これは、29.3%となっています。この民間回収と申しますのは、スーパーマーケットの店頭などで回収している分です。

下の図3の黄色の折れ線グラフのとおり、市町村回収と民間回収を合わせた全体のリサイクル率は、近年30%程度で推移している状況であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

産業廃棄物の不法投棄等についてであります。

1つ目の黒丸、令和3年度の産業廃棄物の不法投棄等新規発見件数は35件で、令和2年度と比較して33件減少しております。

この発見件数につきましては、年度により変動があると認識しております。

2つ目の黒丸、このうち、当該年度内に解決した件数は8件で解決率は22.2%となっております。

なお、この解決とは、不法投棄された廃棄物の原因者、つまり捨てた人などにより、全て撤去された状態を指します。

続きまして、4ページを御覧ください。

温室効果ガスの排出量についてです。

温室効果ガスに関する最新のデータは、令和元年度となっており、今年の春に公表してございます。

1つ目の黒丸、本県の温室効果ガス排出量は、基準年度、2013年度、これは平成25年度になりますけども、との比較で14.2%の減少となっています。

2つ目の黒丸を御覧ください。

県民1人当たりの温室効果ガス排出量は、全国の1.22倍となっております。その要因といたしましては、記載はしておりませんが、本県の場合は、寒冷地ということで、暖房用の電気や灯油の使用が多いためと考えられます。

一番下の囲みを御覧ください。

青森県地球温暖化対策推進計画における目標は、2030年度までに2013年度比で31%削減としており、現時点では、その目標に向かって着実に減少している状況となっております。

現在、この改定につきましては作業を進めてございまして、後ほど、これにつきましては報告案件で御説明いたします。

次に5ページを御覧ください。

大気環境について御説明いたします。

1つ目の黒丸を御覧ください。

県では、常時監視測定局19局において、自動測定機により監視しております。

2つ目の黒丸を御覧ください。

測定結果ですが、記載されております二酸化硫黄等については、全地点で環境基準を達成しています。

3つ目の黒丸を御覧ください。

光化学オキシダントについては、依然として全国同様、環境基準非達成でした。これは、昼間の1時間の値の最大値が基準を超えているためです。その要因といたしましては、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられており、春の時期に多い現象となっておりますが、最近の研究報告では、アジア大陸からの越境汚染の影響も考えられているところです。

次に6ページを御覧ください。

6ページからは、昨年度ですね、令和3年度のトピックスを記載しております。このトピックスにつ

きましては、項目ごとに御紹介いたします。

1つ目は、「あおり脱炭素チャレンジ宣言」の採択でございます。

次に7ページです。

2つ目は、「資源をきれいにまわそうキャンペーン」

3つ目は、「やってみよう、てまえどり！キャンペーン」

これをそれぞれ実施いたしました。

次に8ページを御覧ください。

4つ目は、産業廃棄物の不法投棄対策として、建設系廃棄物を適正処理するための行動指針について掲載しております。

5つ目は、PCB廃棄物の期限内処分の徹底について記載しております。

続いて、9ページを御覧ください。

6つ目と7つ目は、白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターの展示のリニューアルについてです。

時代や来館者のニーズの変化に合わせ、より多くの皆様にそれぞれの魅力を感じていただけるよう展示リニューアルを行いました。

報告案件2については、以上でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

(事務局)

委員の皆様から事前に個別に御質疑をいただきましたので、それにつきましては、担当の方から順次御説明いたします。

(事務局)

環境政策課で地球温暖化の担当をしております奈良と申します。

順番に御回答させていただきます。

お手元の資料4-2に沿って御説明いたします。

まず、一番左にナンバーが付いておりますが、ナンバーの1番、中堀委員からいただいております「温室効果ガス削減目標について」というところに関しまして、御回答になります。

本日、資料の5-1の方に青森県地球温暖化対策推進計画の改定案というものをお示ししております。その中では、2030年度における温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比で51.1%減としてございます。

なお、こちらにつきましては、年明けになると思いますが、委員の皆様にも別途文書で御意見の方を照会させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、5ページを御覧ください。

ナンバーの4と書いてあるところでございます。

こちら、中堀委員から「気候会議の開催について」ということで、主に脱炭素に向けた市民の間での議論といいますか、そういったところが重要ではないかという御意見でした。

いただいた御意見のとおり、脱炭素を進める上では、県民一人ひとりが地球温暖化ですとか、脱炭素

について自ら考えて行動していただくことが重要と考えております。

そのため、県民・事業者・団体・行政等の各主体が脱炭素に向けて連携し、主体的に行動する、機運を醸成する必要があるということで、県では、「もったいない・あおもり県民運動推進会議」というものを開催しております。こうした会議等を通じて、各主体の意識を高め、脱炭素に向けた県民運動を展開していきたいと考えているところでございます。

続きまして、ナンバー5、こちらの中堀委員の方から、「未来世代の権利を入れた考え方の計画について」ということで、現代世代の責任として、温暖化に向けた取組を進めると記載してはどうかという御意見をいただいております。

こちらにつきましては、改定案の中で、まさに将来の目指す姿ということで、将来はこうあるべきだという姿を掲げて、そこに向けてどういうふうにしていくかということを示してありますので、そちらの中で記載されているというふうと考えております。

続きまして、11ページを御覧いただきたいと思っております。ナンバー12です。

「八甲田、奥入瀬などへの風力発電の設置について」ということですが、こちらについては、ポジティブゾーニングという考え方に入れられていまして、それについて、どういう、県としてどう考えるかというところでございますが、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用というものが重要になるというところは異論のないことかと思っております。

ただ、こうした再生可能エネルギーを進める中で、自然環境ですとか、生活環境の適正な配慮が不足した事例というのも見られるという、そういった状況がございます。

こうした背景の下で、地球温暖化対策推進法という法律が改正されておまして、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、かつ地域に貢献する。そういった再生可能エネルギーの導入を目的とする、地域脱炭素化促進事業制度というものが設けられております。

県では、今後、この地域脱炭素化促進事業制度が市町村の実行計画、温暖化の計画になりますが、その中に盛り込まれて、広く運用されることによって、地域における合意の下で適正に環境配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入が図られるものと考えております。

このため、県では、市町村がそういった計画を策定する、策定を支援していくという中で、こういった制度が盛り込まれるよう紹介するなど、活用を促していくことを考えているところでございます。

(事務局)

環境政策課環境管理グループの櫻庭と申します。

私の方からも、資料4-2に基づいて説明いたします。

2ページを御覧ください。

2ページのナンバー2、中堀委員から、「建築物の省エネルギーのさらなる推進」についての御質問ですか。

①、表示制度等についての回答ですけれども、現在も小規模建築物については、現在の建築物省エネ法において省エネ基準への適合努力義務が建築士による建築主への説明義務が課されているところで

す。

今般の法改正により、国の方では、現在、この表示ルールについて検討しているところであり、県としても、表示制度を推進していきたいと考えております。

②の新築の断熱等級6以上の推進、こちらにつきましては、県内の建築関係団体と連携して、情報提

供等を行いながら、普及に向けた取組を検討していきたいと考えております。

③の既存住宅への内窓設置の推進、こちらにつきましては、県の方でもメールマガジン等を配信しておりますので、そちらを活用しまして、国の方でやっている補助事業であります「こどもエコすまい支援事業」の対象であることなどを情報発信していきたいと考えております。こちらは、担当課の建築住宅課の方から回答がございました。

続きまして、1枚めくっていただきまして、4ページ、ナンバー3、こちら、中堀委員からの「環境教育について」の御質問ですけれども、県管轄施設の脱炭素化等に関する取組につきましては、現在、県の方で「第5期地球にやさしい青森県行動プラン」に基づいて、具体的な取組を進めているところで、令和3年10月に国の温暖化対策推進計画が改正されましたので、そちらを踏まえて、県の行動プランにつきましても、今年度中に見直しを行うこととしております。

なお、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」につきましては、青森県教育委員会も参画している「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において採択されています。

県としましては、今後も引き続き県教育委員会や関係団体などと緊密に連携して、学校や地域における環境教育の取組を推進していきたいと思っております。

続きまして、6ページを御覧ください。

ナンバー6、こちら中堀委員からの御質問で、「林業促進とカーボンクレジットの活用について」、ということですが、県の方では、県営林の間伐作業の実施によって、1,803トンCO₂のJクレジットを創出しており、こちらは、県内外の企業等に、これまで758トンCO₂を販売しております。現在も継続的に購入者を募集しているところです。こちらにつきましては、担当課の林政課の方から回答をいただいております。

次に7ページ、ナンバー7、中堀委員からの御質問で、「稲わら、リンゴの剪定枝の炭化処理について」ということですが、まず、稲わらの方についてですが、稲わらで炭を作るためには、施設整備などを伴うことが想定されますので、費用対効果を考えた場合、現状ではちょっと難しいと考えられるということでした。ですので、今後、展開される炭の取組におきましては、稲わら利用の先行事例等を情報収集して、事業として対応が可能かどうかを検討していきたいと、こちらの方は、食の安全・安心推進課から回答をいただいております。

次にリンゴの剪定枝につきましては、本県では、青森県産業技術センターりんご研究所の方におきまして、リンゴ剪定枝の炭を園地の土壌に戻した場合のりんごの木に及ぼす影響を明らかにするため、令和5年度から試験を開始することとしており、その評価を待って判断することとなります。こちらは、担当課のりんご園芸課の方から回答をいただいております。

8ページを御覧ください。

ナンバー8、こちら中堀委員からの御質問で「牛のゲップ対策の推進」についてということですが、本県では、技術の活用状況は、現在、把握していないのですが、県としても、新しい技術の情報収集に努め、生産現場への導入の可能性について検討していきたいと、担当課である畜産課の方から回答がありました。

続きまして、ナンバー9、「ソーラーシェアリングの推進」について。こちらについてですけれども、ソーラーシェアリングの本県の許可の実績は、平成25年度から始まって、令和3年度までで85件となっております。そのうち、県が許可したものが82件、市町村の許可は3件、地域別ですと、津軽地域で6県、県南地域で79件となって、県南の方が主な件数となっております。こちらの方は、担当課である構造政策課の方から回答をいただいております。

続きまして、10ページを御覧ください。

ナンバー11、中堀委員からの質問で「木質バイオマスの利用促進」についてですが、県の方では、ペレットストーブを普及するために、いろいろなイベントに出展して、ストーブの展示やペレット燃料の紹介を現在も行っております。引き続き、ペレットストーブの普及及びペレット燃料の安定供給体制の整備に取り組んで、木質バイオマスのエネルギー量を推進していきます。こちらは、担当課である林政課から回答をいただいております。

私の方からは以上です。

(事務局)

環境政策課循環型社会推進グループの上明戸と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料の9ページを御覧ください。

中堀委員から、「生ごみの活用への取り組み状況について」御質問をいただき、その内容は、全国各地で生ごみを発酵させ、メタンを抽出して発電に利用する取組が行われております。

青森県は、ごみの重量が全国と比べて多いこともあり、生ごみの利活用はとても大切だと思います。県から市町村へ生ごみによる発電の後押しの状況と普及についての課題や見込みについて教えてください、とのことでした。

回答でございます。

県内では、十和田市の県南環境保全センターのバイオガス発電施設において、食品加工工場等から排出される食品廃棄物を発酵させたメタンガスで発電する取組が行われております。

委員御指摘のとおり、生ごみの利活用は重要な視点であり、十和田市では県南環境保全センターと連携し、家庭から出る生ごみを収集し、バイオマス発電施設でエネルギー化して活用する実証実験を行うこととしています。

一方、家庭から出る生ごみの活用については、分別収集を行う上で衛生上の問題があるなど、住民の理解と協力を得ることが難しい点もあり、その活用が進んでいない状況です。

県では、ごみの減量やリサイクルの取組を促進するため、各市町村や一部事務組合との会議を県内6地域で開催しており、生ごみの削減や再資源化に向けた取組状況や課題を共有するとともに、他の自治体における取組事例を紹介するなど、市町村の取組を後押ししていくこととしております。

以上でございます。

(川本会長)

質問の御説明、資料4-2もこれで終わりますね。

ありがとうございました。

それでは、資料4、4-2に関して、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

お願いします、豊田委員。

(豊田委員)

ただ今の報告についてですが、令和3年度における第6次の計画の取組状況等点検・評価結果についてですが、資料4の白書概要版、ページ、10ページの青で囲んだ下の、脱炭素社会の実現に向けてのところですが、3段下がって、再生可能エネルギーの導入についてのところですが、自然環境等への影

響が大きく注目されており、県内においても大規模な風力発電事業に関して、自然環境や景観への影響が懸念されているため、再生可能エネルギー導入と自然と共生のバランスをとりながら施策を進める必要があります。との御説明ですが、現在、青森県内において、国内最大級と言われる風力発電、大型の風力発電、130基から150基という想像を絶する規模の建設が計画されておりますが、現在における進捗状況、それらについて何か、分かっている範囲で結構ですが、お知らせいただきたいと思えます。

(事務局)

環境保全課長の山舘です。

私の方から、今、環境アセスメントの手続きが進んでいるので、そちらからの報告になりますけども。

今、委員がおっしゃったのは、おそらく八甲田に計画されている事業だと思えますが、そちらのほうは、環境アセスメントの第一段階の配慮書の手続きが終わっているところでございます。

それについては、皆さん、いろいろ御懸念がある部分も含めて、広範に、知事の意見等を事業者に出しております、事業者には、その他環境大臣の意見とか、経産大臣の意見とか、いろいろ出ております。

それらを踏まえて、いま事業者の方では次の段階にいくのかどうかも含めて、たぶん検討しているのではないかと思います。

そういった状況でございます。

(豊田委員)

知事の会見があつて報道されておりました。風力に対して、大変な懸念を持っていると表明されておりますが、同じ担当として、どのような考えを持っておられますか。

(事務局)

知事が懸念されていることは、全て知事意見で事業者の方にはお伝えをしております。

ただ、あくまでも環境アセスメント上の制度に基づいて検討されますので、それは、その立場での、制度上の意見というのは、その立場での意見ということになります。

以上です。

(川本会長)

懸念がある事案であるかなとは思えます。

しかし、今現在のところでは、いわゆる事業者側の手続きとしてのアセスメントの手続きが進んでいるところだということ。これが実際に運用されるのは、まだ決まらないということよろしいですかね。おそらくは。

今日のこのあとの報告案件で地球温暖化対策推進計画の改定について説明があると思えますが、これから温暖化推進計画に直接関係するかはともかく、そのあたりに意見を述べていただくと、関連してくるのではないかなというふうに、私見ですが、思っているところではあります。

私見を申し上げますと、環境アセスメントに関していうと、事業者が進めるのに対して最低限守って欲しいことに関するアセスメントが現状かなと思えますので、例えば、中堀委員の方から書いていただいたポジティブゾーニングであるとか、更にポジティブというならば、青森県が発電する容量というのが、果たしてどれぐらいが適切なのかというようなところも、本来は、検討しなきゃいけないんじ

やないかなと思っております。

今、この場としましては、風力の計画については、事業者は手続きを取っているけれど、まだ事業確定までには、もう何段階かあるという理解でよろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、今の件に関して、あるいは他のことでも構いません。資料4に関連するところで御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

オンラインの方、いかがでしょうか。

鮎川先生、お願いします。

(鮎川委員)

八戸工大の鮎川です。

先ほどの風力発電に対する懸念のことですけれども。私も、生態学者の立場として、非常に青森県の生態系が乱されることを懸念しております。

例えば、事業者が重要野鳥生息地という、国際的な指定を受けたところや、生物多様性重要地域、生物多様性の面から国際的に重要だと言っている場所にも計画を立ててくるという現状がございます。

そういうところには、絶対、青森県は建てさせないよというような強い意思表示、あるいは青森県の中で、県内で風力発電の施設を許容できる許容限界の設定というようなものを独自に出さない限り、事業者は様々な保全区域の合間を縫って、風力発電の計画を立ててくるという状況になっています。

1つ、対策として考えられるのは、青森県生物多様性戦略というのがありまして、保全地域を増やす、30%まで持っていくという計画を青森県が出しています。そういった保全地域を増やす、そこでの風力発電は控えるべきであるというような意見を環境審議会、あるいは環境影響評価審査会、もしかしたら知事から出すとか。そういったことをしない限り、事業者の方がどんどん、どんどん出してきて、それに対する環境影響評価の個別案件だけを見るというようなことに繋がりがねないと思いますので。山形県では、環境審議会の会長さんが意見を出したことがあるそうです。ですので、今、止めないと、どんどん、どんどん増えて、もう手遅れというふうになってしまうんじゃないかという強い懸念がありますので、前回も意見を申し上げましたけれども、何か環境審議会としてできることがあれば、生態系、青森県の生態系の保全、あるいは環境、自然環境資源、景観資源の保全のために会としてやれることがあったらやっていただけないかなというふうに考えています。

ちょっと長くなってすみません、私の意見です。

(川本会長)

ありがとうございました。

風力発電というキーワードから、少し懸念が、かなり共有されているのかなというふうに思っております。

他に御発言のある方、関下委員、お願いします。

(鈴木拓也委員)

すみません、よろしいでしょうか。

(川本会長)

ごめんなさい。次をお願いします。

関下委員。

(関下委員)

今の鮎川委員の発言の補足になるんですけども。

現状の環境アセスの法律自体が、ゼロエミッションは選択しない。つまり、中止は勧告できない形の環境アセスなんです。ですから、今、日本全国で、例えば、これはさすがに無理だよねってなっているけども、中止にできないというのが現在の法律の立てつけ、それが現状です。

そして、それを、じゃどうすれば良いかとなると、各県であるとか、市町村が作る条例でしか、現在、対応できないというのが1つ。実際、止まったところというのは、地方自治体が反対したところだけが止めることができる、という形なんです。

私は、別に止めろ言っているわけじゃなくて、現状として法律の立てつけがそうになっているんだということで、私も、この環境アセスの委員になっているんですけども。そういうふうな法律の立てつけだということは、1つ、皆さん、共通認識を持っていただいた方がいいのかなと。だからこそ、鮎川先生が、きっちり条例であるとか、そういうところで監視していきましょうよという発言をされているということが1点です。

それから、ちょっと別件になるんですが、今回の環境白書も含めて条例ですが、個別の技術については、あまり私は書くべきではないと思っています。

先ほど、ちょっと、中堀委員の方から、例えば、炭素を農地で利用するという意見がありました。実は、そういうようなことで、温室効果ガス、例えば、二酸化炭素の300倍もあるような亜酸化窒素が大量に出てくるんです。それから、メタンガスも出てくる。

我々は、人間の活動の中で、特に日本では、メタンガスの大体45%は田んぼから出ているんです。だから、田んぼの水やりのタイミングであるとか、秋に耕すとか。あるいは、さきほどあった炭素をすき込むためには秋にすき込むんですけども、それをやると物凄く温室効果ガスが大量に発生する。

あれは、今、津軽の方で起きているのは、大規模農地になってきたので、代掻きとかの春にやる作業が間に合わないんで冬やっちゃうんですね。そうすると、温室効果ガスが、今までの100倍単位で膨れ上がって出てくるという、そういう、よかれと思ってやっていることが、実は、後で調べたら逆効果だったということが多々ありますので、やはり、こういう白書の中では、具体的な政策そのものをはっきり、技術そのものを書くというのは、なるべく避けて、削減目標だけ書くような形にして、現在の形、人によっては、玉虫色に見えるかもしれませんが、そうやって、私たち、こういう審議会の中では、科学的根拠を持って、最初に会長の方から発言がありましたけども、そういう形で、とにかく新たな知見を持って審議していくというふうにしないと駄目なのかなと思っています。

例えば、青森県の場合、ちょっと特殊な場所なので、洋上風力なんかも、委員の皆さん、海に行ってみてください、冬の海に。物凄い数の水鳥がいます。皆さんが知っているよりも、海の鳥というのは、陸上よりも遥かに多数の生命がうごめいているんです。そうやって風力発電を作ると、物凄い数のバードストライクであるとか、コウモリも海上に出て行っていますから、バットストライクも起きたりしますので。1つの技術で全てが解決するという単純ではないということは、皆さん、ちょっと頭に、頭の隅に入れておいていただきたいなと思います。

すみません。

(川本会長)

ちょっと話が広がってきていますが、手を挙げていただいている方、まだいらっしゃいますので。
豊田委員。

(豊田委員)

私が心配しているのは、当該計画が福島県で計画されて反対運動が起きて、青森県で計画されたという経緯があることが非常に気になっております。

話が変わりますが、産業廃棄物の処理場の建設、これは、どこからでも、どんなものでも受け入れますということで、4、5年前に三戸町における産業廃棄物の全施設が満杯になれば、ということで計画された代替施設として計画されたものが、五戸町にありました。

これが、地元の反対運動がありまして、それについて、再度、地元の説明しなさいという県からの指導があつて、中断された状態になっておりますが、その後の状況をお知らせください。

(事務局)

今の最終処分場の話ですよね。それは五戸町だと思うんですけども。今、現状、進んではおりません。ずっと何年も止まったままで、何も動きがないという状況でございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

産廃の話はよろしいでしょうか。

すみません、鈴木委員、お待たせしました。

(鈴木拓也委員)

先ほどの風力発電のことに关してですけども、やっぱり環境影響評価の制度設計に課題があつて、各地でこういう社会問題になっているわけで、やはりこういったこと、地域でこういうことが起こっているというのは、やっぱり規制当局の環境省とか、経産省もそうでしょうか。そういう担当者にやっぱり具申申し上げた方がいいと思います。

以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

点検状況の評価結果のところから、少し話が広がっておりましたが、風力をキーワードに、かなり懸念があるということに関しては、共通理解できるかなと思います。

今、鈴木委員の方からも意見がありましたように、この場で何か、進め方等に関して意見を言えるかどうかということも含めて、もう少し検討できればなというふうに思います。

そこは、一旦置きまして、今、資料4ということで、資料4の10ページのところ、環境計画の取組状況の点検・評価に関すること、それから、環境白書の概要版についての説明をいただいたということで、これらは既に公表されているものになっておりますので、報告いただいたということで、資料4に関することですね、報告事項の1番、2番に関することに関しては、これでよろしいでしょうか。

中堀委員、お願いします。

(中堀委員)

海洋、川や海などの検査というところなんですけども、検査をして実施して公表しているというところなんですけども近年、マイクロプラスチック問題が大きく取り上げられておりまして、そこに関する検査等は、今後、実施しないのか、お尋ねしたいなと思っています。

(事務局)

県や国で実施しています公共用水域の測定、現状においては、マイクロプラスチックに係る測定というのは、現状、ありません。国の方でも、プランなど何も示されておられません。現状はないです。

(川本会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

公表された環境白書をもとに、いろいろ御質問、それから御意見が出たということで、今出た個別のコメントについては、今後の計画等を考えていただくときに参考にさせていただければなと思っています。

それでは、報告案件の1番、2番、そのものについて、ここまででよろしいでしょうか。

これで報告1、2の質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告案件の3、「青森県地球温暖化対策計画の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課長です。

資料5-1、5-2に基づいて説明させていただきます。

まず、青森県地球温暖化対策推進計画は脱炭素社会実現に向けた本県の行動計画でございます。

昨年度の地球温暖化対策推進法の改正後の、国の地球温暖化対策計画の温室効果ガス削減目標等の改定を踏まえまして、昨年度から県計画の見直しを進めているところです。

今日は、現時点での検討内容について報告させていただくというものでございます。

現在、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、有識者等を構成員として設置しております、青森県地球温暖化対策推進協議会において、意見を聴きながら内容を検討しているところでございます。

配付いたしました資料は、昨日開催いたしました温暖化対策推進協議会でお示した内容でございます。

そこでいただいた意見を踏まえまして、内容を検討し、来月初旬までに県としての改定案を取りまとめることとしております。

その取りまとめました改定案につきましては、パブリックコメントを実施いたしますとともに、次回の環境審議会へ諮問させていただく予定としてございます。

また、その諮問に先立ちまして、委員の皆様、環境審議会の委員の皆様には、文書により意見照会をさせていただきたいと考えております。1月の下旬になるかと思っておりますので、その際は、よろしく願いいたします。

本日は、検討中ではありますが、その案の内容について説明をさせていただきます。

資料5-2の方は全体なんですけれども、ボリュームが多くなってございますので、その内容をまとめました資料5-1の概要で説明させていただきます。

まず第1章、構成に沿って説明させていただきます。

第1章は、計画の基本的事項になっております。計画策定の趣旨、それから計画の位置付け、位置付けといたしましては、法で規定いたします、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、区域施策編というものですけれども、これになります。

それから、3番の対象とする温室効果ガスは、9割以上を占める二酸化炭素のほか、全部で7種類としております。

計画期間は、2023年、令和5年度から2030年度としております。

第2章では、地球温暖化を取り巻く動向についてまとめております。

1として、地球温暖化の現状。具体には申し上げませんが、地球温暖化のメカニズムですとか、温暖化の現状を整理して記載してございます。また、2ポツ目にありますとおり、本県で気温上昇によるリンゴの着色不良ですとか、米の胴割れ米の発生が確認されていること、大雨による大規模な災害が発生していることなど記載しています。

2といたしまして、地球温暖化対策を巡る動向。

まずは、1ポツ目として、国際的には、IPCCと言われます、気候変動に関する政府間パネルの報告書によりまして、世界の平均気温を1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃にゼロとする必要性が示されていること。

それから、2ポツ目ですけれども、我が国では、2020年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言していること。それから、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比46%削減と設定することとしております。

3つ目のポツとして、本県では、2021年2月に2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明いたしまして、併せて「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択したこと等をまとめております。

それから、第3章では、本県の地域特性といたしまして、まず1つ目、自然的・社会的特性。1つ目、1ポツ目にありますとおり、冷涼寒冷型の気候であること、また、津軽地域と県南地域では、気候が異なること。それから、2つ目ですけれども、森林面積が全国9位となっていること。

それから、3ポツ目として、家庭におけるエネルギー消費状況は、全国に比べて灯油の消費割合が高いこと、などを記載してございます。

2つ目に再生可能エネルギーの状況についてまとめております。

2021年度末時点での再エネ導入量は、2014年度と比較して3倍以上に伸びていること。

それから、2つ目のポツにありますとおり、風力発電導入量は全国第1位であること。

3ポツ目にありますとおり、ポテンシャルに占める導入容量の割合は、全国と比較して陸上風力が高い一方で、太陽光や中小水力発電の割合は相対的に低いこと等をまとめてございます。

右上にいきまして、第4章、ここでは、温室効果ガスの排出量の現状と将来予測についてまとめております。

1番目、全国の現状ですけれども、全国では、令和2年度、2020年度の排出量は、基準年度としている2013年度と比較して18.4%の減少となっていること。

2番目には、本県の温室効果ガスの排出量の現状。本県は、国のまとめより1年前になるんですけれども、最新のデータの2019年度の総排出量は、2013年度と比較して14.2%の減少。

上の方には、括弧書きで書いたんですけども、同じ2019年度で見ると、全国で14%減となっていますので、同様となっているということが分かると思います。

2番目には、本県の課題のところですけども。産業部門、業務その他部門、家庭部門における省エネの徹底、運輸部門における公共交通機関の利用促進、次世代自動車の普及促進等が必要であること。

それから、エネルギー代金の域外への流出を抑制するため、再エネの導入効果の地域への波及が必要であること。脱炭素につながるライフスタイルへの転換に向けた普及・啓発が必要になること等を記載してございます。

3番目です。本県の温室効果ガス排出量将来推計を書いておりますけども、今後、特段の対策を講じない場合の2030年度における温室効果ガスの排出量の推計としましては、下の囲みにありますとおり、2013年度比でいきますと、17.5%の減に留まるという推計になっております。

第5章で、本県の目指す姿と計画の目標についてまとめております。

1番、目指す姿ですけども、気候変動の影響から県民のいのちと暮らしを守り、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぐため、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの社会の実現を将来像として掲げ、地球温暖化対策を推進していくということにしております。豊かな暮らしと希望にあふれる脱炭素社会の実現というように示しております。

2番、計画の目標です。

まずは、(1)といたしまして、温室効果ガス削減目標。これは、2030年度の目標として2013年度比で51.1%減としてございます。

2050年には、カーボンニュートラル、これは温室効果ガス排出実質ゼロを目指そうということとしております。

記載にはございませんけども、先ほど、白書の概要版で触れておりましたとおり、現行計画では、2030年度目標は31%減となっておりますので、それより引き上げるという形になります。

なお、国の目標は46%減で、50%の高みを目指して更に進んでいくという形になっております。

この51.1%の推計は、国の温暖化対策計画に示された各対策の効果を本県にあてはめて推計したものであります。

(2)であります。再生可能エネルギーの利用促進に関する目標を掲げております。

1ポツ目ですね。これは、国から提供されたツールを使った地域経済循環分析によりますと、県民や県内事業者が支払うエネルギー代金が実質的に県外に流出している現状があります。

また、エネルギー価格の高騰等の社会情勢を踏まえると、再生可能エネルギーの地産地消が重要であり、地域に貢献、裨益する、役立つといえますか、貢献する再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があると考えております。

2つ目ですけども、県民、県内事業者のエネルギー収支改善に資するよう、自家消費型等、域内ですとか県内消費の再生可能エネルギーの導入。これは、電気に留まらず、寒冷地では非常に重要な熱エネルギーですね、これも含めまして導入を進めていくという形になってございまして、数字といたしましては、2030年自家消費型等により1.34億kWh相当の導入という数字を出ささせていただいています。

裏面ですが、第6章、目指す姿の実現に向けて、どうやって進めていくかというところになっております。

1番目ですけども、基本方針と各主体に期待される役割を挙げております。

方針は4つ考えさせていただいていました。

1つ目が、徹底した省エネルギー対策の推進、方針の2つ目には、再生可能エネルギーの導入拡大、3つ目として、吸収源対策の推進、4つ目として、環境教育・県民運動の推進、というふうにしております。

各主体に期待される役割といたしまして、①から⑤番ですね。県、市町村、県民、事業者・各種団体等、それから研究・教育機関、青森県地球温暖化防止活動推進センター、それぞれに期待する役割を掲げてございます。

2番に施策の展開といたしまして、具体的な展開の方針を掲げております。

まず、方針の1つ目、徹底した省エネルギー対策の推進。これは、大きく「暮らし・しごと・まち」の3つに分けています。一番右側に部門等とございます。温室効果ガス、二酸化炭素の削減に関しては、基本的に部門別に取り組を進めることになっておりまして、大きく分けて「家庭部門」「運輸部門」「産業部門」「業務その他部門」、この4つが主な部門になっているわけですが、それぞれ「暮らし・しごと・まち」に当てはめまして、例えば、「暮らし」でいきますと、家庭部門と運輸部門が多くなるわけですが、家庭における省エネルギーの推進、住宅の省エネルギーの推進、自動車の使用による環境負荷の低減、こういったものを掲げております。

以下、「しごと」ですと、脱炭素経営ですとか、事業活動における省エネルギーの推進、建築物、あるいは物流における省エネルギーの推進、こうしたものを方針として示しております。

また、「まち」のところですが、公共施設の脱炭素化、それから地域交通機関の利用促進、自動車交通における環境負荷の低減、こういったものを挙げております。

方針2といたしまして、再生可能エネルギー等の導入拡大。これは、先ほど申し上げましたとおり、再生可能エネルギー、電気に限らず地中熱ですとか、熱も含めた導入促進、脱炭素燃料の利活用の促進、これを部門横断的に進めていくと。

方針の3つ目として、吸収源対策の推進。これは、主に森林ですよ。間伐や再造林等による適切な森林整備の促進、森林資源の循環利用の促進、これを挙げております。

方針の4つ目といたしましては、環境教育・県民運動の推進、これも部門横断的に進めることとしております。

最後、第7章です。計画の推進体制。

先ほどから申し上げておりますとおり、有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」におきまして、計画の評価、進行管理をお願いしておりますほか、庁内、県庁内におきましては、知事を本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において部局横断的な取組を進めることとしております。

また、2ポツ目にありますとおり、毎年度、県内の温室効果ガスの排出状況を算定し公表いたします。

それから、計画の進行管理に当たりまして、設定した成果指標及び進行管理指標の動向を確認していくこととしております。

また、2番にありますとおり、計画の実施体制ですが、県民、事業者、民間団体等及び行政機関で構成する「もったいない・あおもり県民推進運動」によりまして、脱炭素社会を目指す県民運動を展開いたします。

国、都道府県、市町村、地球温暖化防止活動推進センター等と連携・協力いたしまして、取組を推進することとしております。

繰り返しになりますが、今回の説明内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、委員の皆様、1月上旬を目途に改めて意見照会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

八戸工業大学の鈴木です。

大きなところだけ、ちょっと申し上げたいと思います。

意見です。

まず、計画の中に視点としてSDGs、この考え方を取り入れていただけないでしょうか、というのがまず1点。

あと、計画書の3ページになりますけど、計画策定の趣旨がありますけど、現行計画は2018年から始まっていて、見直しなんですよね。ですから、計画の見直しであるということをもう少し分かるように書いていただければと思います。

あとは、次が、12ページになります。

12ページのところには、国の目標として、中期目標として、2030年にマイナス46、最終的には、2050年にカーボンニュートラルですね。収支均衡、こういうものを達成するということになっています。

県の方はどう書いてあるかという、43ページに、43じゃないですね。ちょっと時間がないかもしれませんが、確か、どこかのページに2030年にマイナス51%というところ、囲ってありましたよね。その下に、確かに、2050年にカーボンニュートラルというようなことが書いてあったと思うんですけども。要は、2050年の目標も大切ですよね。ですから、2030年と同様に2050年の方も強調していただければと思います。

あとは、目標なんですけど、2030年を最終目標とするのか、2050年を長期目標として、そこをカーボンニュートラルとするのか、そこら辺、言葉の使い方を工夫していただければと思います。

あと、現在のこの案を見て思ったのは、こういう温暖化対策というのは、緩和策と適応策、この両輪で進めるというのが、今、各都道府県で進められていると思うんですけども。具体的な緩和策が何なのか、適応策が何なのかというのが、まだこの段階、現状の段階では示されていないので、それを分かりやすくしてください。

緩和策というのは、温室効果ガスの排出に関して、各分野で、おそらくこういう取組ができるんじゃないかというのをこれから書くんだと思います。

あと、適応策については、先ほど、農林水産関係のことも課題として挙げられていましたけども、そういった課題に対して、これからどういう取組ができるのか。

あと、我々、土木の分野ですと、自然災害に備え、どういう対策をしていくのか、というのも、是非、この中に盛り込んでいただければと思います。

あと、最後になりますけども、全体の体裁です。

この計画というのは、県民の皆さん、皆さんに見てもらいたい計画ですよね。ですからより分かりやすい表現で書いていただければと思います。

あとは、図の図表のところなんですけど、キャプションが図表いくつ、いくつというふうになっているんですけど。図と表は、ちょっと分けてもらえないですかね。図だったら図、表だったら表という形のキャプション。これは、環境基本計画を見てもらえば、それにならった形で書いてもらえばと思います。

以上です。

(川本会長)

ありがとうございます。

今後、まとめる時に今の御意見、参考にしていただければと思います。

他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

中堀委員、お願いします。

(中堀委員)

ありがとうございます。

2030年度温室効果ガスの削減目標、51%に引き上げ、本当にありがとうございます。

あと、熱利用の促進も素晴らしいと思いました。

51.1%とあるんですが、やはり、カーボンニュートラルを目指すためには、60%を指標にすることがパリ協定の目標に合致することに繋がるとお思いますので、ただ計算されて数字を出されているんだとは思いますが、更なる努力目標として、一段階上の目標を設定もしていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

(川本会長)

はい、お願いします。

(事務局)

そうですね。この51.1%の算出につきましては、ある意味、国の施策に書かれた、日本全体としてやっていくということ、本県でも全て、全てといいますか、全部あてはまるわけではないですけども、可能な限り進めていくという形で、数値として、これ以上のものを掲げるというのは、なかなか難しいですけども、そうした意識で進めていこうということは、おそらく青森県のみならず日本、世界全体での要請だと思いますので、そういった意識で進めていければなと考えております。

(中堀委員)

ありがとうございます。

(川本会長)

ありがとうございます。

他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

玉熊委員、お願いします。

(玉熊委員)

ありがとうございます。

第5章の計画の目標のところ、再生可能エネルギーの地産地消を目標とするというようなことでした。是非、進めていただければと思います。

一方で、域外、県外へ流出しているエネルギーが現状でどれくらいあるのかなというのが気になっていたんですけど。現段階で、どれくらい流出しているのか。もしくは、県内で消費できているのかどれくらいあるのかということ、分かっている範囲で構いませんので、教えていただけたらと思います。

(川本会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

この地域経済循環分析につきましては、本体の方に記載がございまして、37ページを御覧いただけますでしょうか。

37ページの真ん中に循環図のようなものが書かれていると思いますが、これは、国のツールを活用して図にしたものでございます。

エネルギー代金の流出、⑫ですね、エネルギー代金、これは、2,988億円の流出という形になってございます。出ていく所得と入ってくる所得を比べてみていただきますと、⑨ですね、入ってくるお金が2,892億ですので、その入ってくるお金以上にエネルギー代金が流出している構造になっていると。これは、一定の考えのもと試算でございすけども、ではありますけども、形としては、こういった形になっているということでございます。

(玉熊委員)

ありがとうございました。

(川本会長)

他によろしいでしょうか。

そうしましたら、これ、年明けに意見聴取の機会があるということですから、この改定案を定めていくまでのスケジュールに関して、御説明いただけますでしょうか。

(事務局)

スケジュールについて御説明いたします。

本日は、報告ということでさせていただきました。

1月上旬には、先ほど申し上げましたとおり、委員の皆様にご覧いただきまして、パブリックコメントを1月から2月の間で実施させていただきます。2月16日の環境審議会において、改定案の諮問・答申という形にさせていただければと、最終的には、年度内に庁内の推進本部会議で決定できればと考えております。

(川本会長)

ありがとうございます。

皆様の方から、他、御意見、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

そうでしたら、先ほどの報告1、2のところでも

(西館委員)

すみません。

(川本会長)

どうぞ。

(西館委員)

今の温暖化の方ではないんですが、よろしいですか。

さっきの 대기、環境白書の方の5ページの 대기環境の 関係のことなんですけど、よろしいでしょうか。

その中で、自動測定機というのは、19基って、本県にあるって聞いたんですけども。青森市では、その中で5基あるということで、その5基というのは、例えば、高地とか低地とか、あとは工業都市、地域とか、街の中とか、そういうふうに分けて設置して、トータルで基準を満たしているとか、そういうことなんでしょうか。

(川本会長)

設置箇所ですね。

(西館委員)

ちなみに、ちょっと余計かもしれませんが、どこに設置しているのか、ちょっと気になりました。

(川本会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

今、青森市のお話でしょうか。5基、5局というのは。

例えば、青森市でありますと、一般の住宅地として測定している場所と、あと、道路の、自動車の排気ガスを対象として測定している場所があります。

一般の住宅がある場所、一般の 대기環境を測定しているところとしては、筒井小学校、甲田小学校、新城中央小学校、あとは浪岡ですね、大栄小学校があります。

自動車排ガスを測定している局舎としては、橋本小学校があります。

こんな感じで、あと、地域のバランスを考えて自動車のところと一般環境ということで測定していません。

(西館委員)

ありがとうございました。

(川本会長)

ありがとうございます。

報告の3に関してはよろしいでしょうか。

先ほど、報告の3の県地球温暖化対策推進計画の改定に関して、スケジュールをお示しいただきました。次回審議会で諮問されるのではないかとということではありますけども、その前に意見聴取があるということで、その前の環境白書のところで、かなりの御意見をいただいた、県の開発と環境保全ですね。これをどう両立させるかというようなところにも、この温暖化対策、かなり関係するのではないかなと思います。

先ほどいただいた御意見をどのように反映していくかということ、相談をさせていただいた上でというふうに考えますが、少なくとも、今後も意見聴取、もしくはパブリックコメントの中に示していただければ、それは、対応なり回答を考えなければいけないということになるかと思しますので、皆さんからもこの計画に対して、思うところをスケジュールに則って挙げていただければと思います。

それでは、御意見はないということで、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ちょっと、時間が僅かといいますか、超過しておりますけども、最後に全体を通して何か御意見等ございましたらお願いいたします。

御発言ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、他にないようですので、以上をもちまして、本日の議事案件については、全て終了といたします。

議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。

事務局へお返しいたします。

(司会)

川本会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶を申し上げます。

(石坂部長)

川本会長はじめ、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。

諮問案件2件につきまして、1件は原案どおり、もう1件は意見を付して答申をいただきました。心から感謝申し上げます。

また、「青森県地球温暖化対策推進計画」の改定につきましては、今後皆様からいただく御意見や別途実施するパブリックコメントの意見を踏まえて、必要な修正を加えた上で、次回の審議会で諮問させていただきたいと思っております。

また、委員の皆様には、風力発電に対する御懸念や環境影響評価に対する御意見等、様々な御意見をいただきました。今後とも、委員の皆様には、それぞれのお立場から御助言、御指導いただけますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

最後に事務局から連絡事項があります。

(事務局)

次回審議会の日程について、御連絡いたします。

次回の審議会は、来年2月16日 木曜日 午後1時30分から、東奥日報新町ビル3階催事場Cで開催することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

以上をもちまして、第40回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。